

小学校第一学年における文字教育

佐々木 勇

0. 本稿のきっかけと意図

本年度、広島大学大学院教育学研究科学位論文として、刀田絵美子『院政・鎌倉時代における単語表記の文字選択に関する研究』が提出された。これは、院政・鎌倉時代の日本語において、語を表記する際、平仮名で書くか、片仮名で書くか、漢字で書くか、漢字で書くならばどの漢字で書くかが、何によって決定されるのか、を探る研究であった。

同じく今年度の学位論文として、長岡由記『小学校入門期におけるひらがな教育の研究』も出た。本論文は、小学校入門期におけるひらがな教育に関して、先行研究と教育実践とを検討し、ひらがな教育のモデルを示したものである。そのモデルは、ひらがな教育にとどまらず、片仮名・漢字・ローマ字などの文字教育の基盤となるものである。私は縁あって、この両者の主・副指導教員となり、学位審査に関わった。

そして、その指導・審査を通して、両論文は、日本語を文字化するという点で全く等しい問題を、日本語の歴史と、個人の歴史とにおいて扱っている、と感じた。

本稿は、小学校第一学年における文字教育に重点をおき、両学位論

文をきっかけに考えたことを記す目的で執筆した。

1. 日本語書記における文字の歴史素描

日本語は、それを表記する文字を創作する前に、漢字と接した。

当初は、言語としての日本語を文章化することができず、言語内容を漢文で書くしかなかった。

しかし、間もなく、漢字を表音的に用いて、「万葉仮名」で日本語を表記した。それには、漢訳仏典に見られる梵語音訳の手法が、参考にされたことであろう。

その万葉仮名から、平仮名・片仮名が生まれた。

奈良時代〜平安初中期においては、漢文の訓読法を示す訓点として、後に名付けられる、万葉仮名・平仮名・片仮名が混用された。

「万葉仮名・平仮名・片仮名が混用された」というのは、現代からの見方であって、当時の訓点加点者は、漢文を日本語として読むために、その日本語を記すことが可能な文字で示したに過ぎない。

その後、漢字の音は日本漢字音として定着し、各漢字に対して幾つかの和訓が定まった。その、日本における漢字の音と訓とは、現代では、常用漢字音訓表として、代表的なものを一覧する程になっている。

加えて、室町時代の終わりに、いわゆるローマ字がもたらされ、こ

れも、日本語を書くために用いられた。

かくして、日本語話者は、各種の文字を用いて日本語を書くという行為を続けて、現在に至っている。

2. 平仮名で日本語を書くこと

文字の本質は、語を記すこと（表語）である。

語を記すため、「表音文字」と言われる文字体系でも、スペリングが定められている。発音の変化によって、文字と音とが一對一の対応をしなくなるからである。

表音文字と言われることがある平仮名でも、スペリングが問題となる。

過去の日本語書記において、古文教科書に採用されている歴史的仮名遣いに沿った仮名表記がなされていたのは、十世紀後半の数十年間のみである。その後は、歴史的仮名遣いに一致しない例が多いことは、古写本・古版本を読めば、即座に知られる。

「現代仮名遣い」（昭和六一年、内閣告示第一号）は、「前書き」第一項の「この仮名遣いは、語を現代語の音韻に従って書き表すことを原則とし」という記述から、表音仮名遣いと評されることがある。

しかし、右に続けて「一方、表記の慣習を尊重して一定の特例を設けるものである。」と記さざるを得ないのは、語を表記する仮名遣いの伝統が存するためである。

発音とは異なり、助詞を「は・を・へ」と書くことや、「oké」（時計）・éga（映画）・éakko（学校）と発音しながら、「とけい・えいが・がっこう」と書くことは、平仮名で語を表記するために定められている、現代日本語のスペリングである。

3. 片仮名で日本語を書くこと

片仮名は、日本語史上、漢文訓読の訓点・漢字の音を示す際に用いられてきた流れを承け、現代日本語においても、平仮名に比して、より表音的な文字であると認識されている。

しかし、その片仮名とても、日本語に用いられている外来語、いわゆるカタカナ語を表記するために、「外来語の表記」（平成三年六月二十八日、内閣告示第二号）によって、スペリングが定められている。

「外来語の表記」において、「外来語や外国の地名・人名を原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる」第2表の仮名も、日本語となった「ヴァイオリン」や「ヴィーナス」を表記しているに過ぎない。日本語発話途中にこれらの語を発音する際、「v」の音を作っている日本語話者がどの程度いるかは、別の問題である。

「ヴァイオリン」「ヴィーナス」などは、外来語であるこれらの「語」を、「原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする」意図を伝えるためのスペリングである。

小学校指導要領でも、「第1学年及び第2学年」の「言語事項」「イ文字に関する事項」に、「(ア) 平仮名及び片仮名を読み、書くこと。また、片仮名で書く語を文や文章の中で使うこと。」と、片仮名も「語」を書く文字であることが明記されている。

小学校第一学年前半であっても、現代の日本で片仮名で書かれることが一般的な語は、「カード」「シール」「プール」「ゲーキ」「ノート」など、片仮名の表記法を教え、片仮名で書かせるべきである。

4. ローマ字で日本語を書くこと

ローマ字にも、日本語を書くためのスペリングが定められている。

「ローマ字のつづり方」(昭和二十九年十二月九日、内閣告示第一号)は、「国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方」を定めたものである。

平成23年度施行の新学習指導要領では、ローマ字が小学校第三学年の学習内容に加わった。すでに移行措置として、平成22年度の小学校三年生も、ローマ字を学習している。

文部科学省は、ホームページ上の「学習指導要領改訂の基本的な考え方に関するQ&A」で、「ローマ字に関する事項が第4学年から第3学年に移動している趣旨とその指導に当たったの留意事項について、教えてください。」という問いに、以下のように答えている。

日常の中でローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり、コンピュータを使う機会が増えたりするなど、ローマ字は児童の生活に身近なものになってきています。また、小学校3年生から、総合的な学習の時間においてコンピュータを用いた調べる学習などを行うなど、キーボードを用いる機会が増えます。これらのことから、これまでは第4学年であったものを、今回の改訂では、第3学年の事項とし、ローマ字を使った読み書きをより早い段階において指導するようにしたものです。

なお、平成21年度から22年度までの新学習指導要領への移行期間中、現行小学校学習指導要領による場合、平成22年度の第3学年の指導に当たっては、ローマ字の事項を加えることとしております。その教材については各学校の実態に応じて適切に工夫し指導する必要があります。

この記述から知られるとおり、小学校におけるローマ字学習は、日本語を書いたローマ字を読むため、また、コンピュータにローマ字入力によって日本語を入力し、情報検索等を行なうために、なされてい

る⁷⁾。

5. 漢字で日本語を書くこと

文脈や発話時のアクセントを知ることができない場合、平仮名・片仮名・ローマ字では、特定の語として認識することが困難なことがある。その場合、漢字を用いければ、同音異義語の「あめ(雨・飴・天)」「いし(石・医師・意志・遺志)」などの語を、限定的に表記できる。また、「見る・観る」「聞く・聴く・訊く」「直す・治す」などの漢字の書き分けによって、日本語は、同一訓における細かな意味の差を示し、また、書記の態度を示すことをしてきた。

このように、現代日本語は、日本語の意味を表わす文字として、漢字を使いこなしている。

小学校における漢字は、まず象形文字から教えられることが多い。漢字は、意味をも含む文字であることを視覚的に実感させるために、採られている方法である。

しかし、象形文字として小学校第一学年で教えられる漢字は、「山・川・日・月・木・手・口」などに限られている。

よって、漢字は、形を持たない思想・概念を含む「語」を表わすために、中国で考案された文字であり、それを日本語が取り入れたことを、小学校第一学年段階で教えねばならない。それをせずには、第一学年に配当されている教育用漢字すら、教えることができない。

漢字は一字でも「語」を表わせることを理解した上で、書き取り練習によって、漢字の形を習得することが、狭義の漢字スペリングを身につけることである。

だが、それだけでは、日本語を表記するための漢字を習得したことにはならない。漢字は、現代日本語表記において、仮名と一まとまり

で運用されているからである。

音ばかりでなく訓を定着させた日本の漢字は、「送り仮名の付け方」(昭和四十八年六月十八日、内閣告示第二号。和五六年一〇月一日、内閣告示第三号、改正)に示される通り、活用語に用いられる場合はもちろんのこと、「副詞・連体詞・接続詞は、最後の音節を送る。」という規則を持つ。活用のない語も、「辺り 哀れ 勢い 幾ら 後ろ 傍ら 幸い 幸せ 互い 便り 半ば 情け 斜め 独り 誉れ 自ら 災い」と表記し、「一つ 二つ 三つ 幾つ」と「最後の音節を送る」規則となっている。

その他、「活用のある語から転じた名詞及び活用のある語に「さ」、「み」、「げ」などの接尾語が付いて名詞になったものは、もとの語の送り仮名の付け方によって送る。」など、詳しく定められている「送り仮名の付け方」は、漢字と仮名とを共に用いて日本語を表記する、広義の漢字スペリングである。

このような現代日本における、小学校第一学年での漢字教育は、日本語を書くための文字の一つとして、平仮名・片仮名と同列になされねばならない。

6 小学校第一学年における文字教育

右に見て来たとおり、現代日本では、平仮名・片仮名もローマ字も漢字も、日本語を表記するための文字として運用されている。

平仮名は「表音文字」、漢字は「表意文字」と、別の性格の文字として小学校一学年に教えたのでは、続けて片仮名を習い、ローマ字を習い、英語のアルファベットを習うたびに、性格が異なる別種の文字を次々に覚えねばならない、と児童は感じるであろう。そして、児童達は、それら、多種の文字学習の必要性に、疑問を感じることもな

らう。

小学校第一学年における平仮名・片仮名・漢字の教育は、二年後のローマ字学習、後の英語学習と一体のものである。
それらを繋ぐのは、すべての文字は「語」を表記するためにある、という認識である。

〔注〕

1 春日政治『西大寺本金光明最勝王經古点の國語學的研究』(一九四二年、斯道文庫。一九四三年普及版など。春日政治著作集別巻にも収載)、小林芳規『角筆文献の國語學的研究』(一九八七年、汲古書院)、同『角筆文献研究導論 中卷 日本國內篇(上)』(二〇〇四年、汲古書院)等、参照。

2 日本列島がたまたま中国という文化先進国に近隣していたため、独自の文字が開発される前に、漢字が入ってきた。日本列島が地中海に浮いていたなら、楔形文字やヒエログリフから日本語書記の歴史は始まっていたであろう。

3 河野六郎『文字論』(一九九四年、三省堂)第一章、参照。

4 その状況下の平安・鎌倉時代において、「仮名遣い」を定めたとのとして、藤原定家のいわゆる「定家仮名遣い」が広く知られている。また、「定家仮名遣い」とは別に、浄土真宗の開祖親鸞も、独自の仮名遣いを実践していた。注目されてきた親鸞の「お・を」の仮名遣いに関しては、佐々木勇「親鸞遺文における「オハ」等の仮名遣い開始時期と異例について——漢文の訓点における実態調査とその位置づけ——」(『国文学攷』第二〇九号、二〇一一年三月)を参照願いたい。

5 日本漢字音史上も、類似の問題が存した。佐々木勇『平安鎌倉時

代における日本漢音の研究』(二〇〇九年、汲古書院) 第三部第二章、参照。

6 このことは、二十年前に、棚橋尚子「片仮名の習得に関する考察」(『国語科教育』四〇号、一九九三年三月)で提案されている。

7 なお、ローマ字が「児童の生活に身近なもの」になり、「キーボードを用いる機会」も増えるから、ローマ字を早く教えるという発想は、改めるべきである、と本稿の筆者は、考えている。日常の中で児童が触れる「ローマ字表記が添えられた案内板やパンフレット」のローマ字は、学校で教えるローマ字と異なる場合も多い。また、コンピュータ入力では、「ん」を入力する際、小学校で教える「n」ではなく、「nn」と入力せねばならない。

しかし、普及しているコンピュータのキーボードの都合上、やむをえないと思う。筆者は、親指シフトキーボードを用いて、音節単位で日本語を入力している。この原稿も、そうして書いた。

8 刀田絵美子『院政・鎌倉時代における単語表記の文字選択に関する研究』(平成二十二年度広島大学学位論文)、参照。

9 これらと同時期に教えられる、漢数字一〜十の中で、象形の原理で作られたのは「手を曲げて引き締める姿を描いたもので、つかえて曲がる意を示す。転じて、一から九までの基数のうち、最後の引き締めにあたる九の数」とされる「九」のみであり、「一・二・三・五・七・八・十」は指事、「四」は会意、「六」は「おおいをし」た穴を描いた象形文字」ではあるが「数詞の六に当てたのは仮借」と言われている(引用は、藤堂明保『学研 漢和大事典』(二〇〇五年、学習研究社)に依る)。

10 文字は語を記す道具であることを理解した児童は、アルファベットの単語を記す材料でしかないことを理解し、一語一語のスペリン

グを覚えようとするであろう。その姿勢は、英語以外の外国語学習への道をも開く。

11 学習指導要領の改訂に沿って、小学校で始まる古文・漢文教育においても、「すべての文字は「語」を表記するためにある」ことを意識せねばならない。

古文教育の導入時、かつての日本語書記では、同じ日本語でも、表記法が異なっていたこと、同一漢字でも表わす日本語が異なる場合があることを、教える場面も生じよう。

漢文教育の導入時には、漢文の漢字は、日本語書記に用いる漢字と見かけは同じものでありながら、それぞれの時代における中国語を表記したものであることを、教える機会を作ることが望ましいであろう。

このたびの学習指導要領では、小学校高学年においても、「伝統的な言語文化に関する事項」では、「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章について、内容の大体を知り、音読すること。」しか求められていない。しかし、「ウ 文字に関する事項」で、「仮名及び漢字の由来、特質などについて理解すること。」が求められている。

(広島大学)